

### 幕末地方都市の芸能活動と領主規制：徳島 城下町の史料を素材として

三好, 昭一郎 / MIYOSHI, Shoichiro

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

55

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

2001-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011391>

# 幕末地方都市の芸能活動と領主規制

——徳島城下町の史料を素材として——

三好昭一郎

はじめに

私はこれまで徳島城下の町人社会で展開された最大のイベントである盆踊りについて、その起源や芸能の変遷を徳島藩政との関わりに注目しながら考察しつづけてきた<sup>1)</sup>。しかしこの研究をより深化させるためには、盆踊りに連動する地域的芸能環境の形成過程を把握するとともに、それが歴史的に徳島藩の芸能政策にどう反映し、また藩の政策が盆踊りの変化にどう関わるかについて、実証的な検討の必要なことを痛感していた。ところが最近において城下に近い名西郡高原村の藍商の筆になる『加登屋日記』と、名東郡島田村の組頭庄屋の『徳府世情ひかへ』を調査する機会に恵まれ、文政・安政期における城下の芸能的環境の特色の一端を把握し、またそれに対して徳島藩がどう対応したかについて、かなり明確な見取図が提示できるようになった。そんなところに本稿執筆の動機がある。

さて、徳島藩は領国内、就中徳島城下に関する多様な芸能規制は、市中触という形式で毎年のように夥しく通達されているが、必ずしも取締りに効果を挙げているとは考えられない。たとえば盆踊り規制にしても、藩政中期から組踊りや衣裳俄のような華美を競う踊りを一切停止とされながら、その後には規制を緩和した史実がないままに、なし崩し的に復活するといった事例も多くみられる。そうしたことを理由を挙げて説明しようとするれば、城下における藩と町方との関係を歴

史的に整理し直すという面倒な作業が避けられない。ただ基本的には藩財政の運用上で城下の富商たちに大きく依存し、また盆景気ともいべき経済動向に藩は無関心でいられた。それでも徳島藩は年とともに芸能統制を強化しつつも、町方に対しては取締りを町組ごとの自主規制に委ね、藩が直接に取締る行為を抑制する原則を崩していない。それは家臣層に対しても同様で、寛文十一年（一六七一）に武家の盆中における禁足令を出したことを始め、町方における芸能文化の展開を反映した武家の諸芸への接近を厳しく禁じたものの、藩が直接に取締るといふ荒療治は避けつつづけている。そうした政治的判断を転換し、藩が直接に権力を振うようになるのは、天保十一年（一八四〇）の孟蘭盆に市中で踊りに加わっていた中老で千石の知行取りである蜂須賀直孝が、目付の手先である町横目によって召捕られ、改易のうえ閉門という厳しい処分が執行されたことを契機として、町方にも強行な方針が貫徹されるようになった。

もとよりその背景には藩の危機的状況の反映をみるとともに、城下における町人文化<sup>II</sup>都市文化を成熟させる重大な要因と考えられる多彩な諸芸能興行や町人層の欲求を満たす都市イベントの盛行があり、その反映によって盆踊りなども従来の規制で取締ることを困難にするだけでなく、藩がもっとも憂慮した武家が町人文化を受容する傾向も日増しに拡大深化をみせている。そのような文化状況は藩にとっては、身分支配の危機的段階と捉え、身分制の再編強化の主要な一環として、盆踊りに対する直接の取締りに踏み切ったことを始め、芸能政策を大きく転換させたものと考えられる。

この研究で分析対象するのは天保から嘉永期までの約八年間であるが、それは前述の『加登屋日記』と『徳府世情ひかへ』という同時代に書かれた二つの日記を史料として利用するためでもある。しかし、徳島藩にとってこの八年間は、やがて迎える明治維新に向けて、軍制改革を核とする雄藩をめざす改革に踏み切ることが断念した八年間でもあった。その背景には徳島藩の特殊な経済基盤の背景も決して無視することはできないが、本稿ではそうした重要課題に取組むための、諸前提の一環として、当時における徳島藩の芸能政策の展開を通して、藩の城下経営の特色を捉えることができればよいと考えている。

## 一 徳島城下における都市文化成熟と武家社会

化政期の阿波では、四国遍路が大挙して往還道を行き交う光景が定着していった。藩領の庶民の間では四国遍路をすることが、生涯の通過儀礼化していったことも確かである。また併行して城下の町人社会では寺社参詣や物見遊山も大流行し、町は多数の人出で賑うようになると、それを目当てにして城下や近郊の花の会や寺社の開帳、節句や盆踊り秋祭りなどの都市イベントも大規模なものとなって、ハレの舞台が用意されていった。『徳府世情ひかへ』によって、弘化三年（一八四六）の一年間に限って、城下の物見遊山や芸能興行に関わる記述を拾い上げてみよう。

まず二月下旬から城下近郊の慈昭寺で、丈六寺秋葉大権現の出開帳、同村円福寺の蛭子と二ツ山新蔵院稲荷大明神の神変大菩薩（いづれも徳島市）の開帳が同時にあつて、「市郷中々奉献之品夥し」と記し、開帳は四月上旬まで続き賑わっている。三月には勢見山金毘羅の花の会に人出多く賑わい、見世物や小芝居、水芸やカボチャ相撲のほか非人芝居も二か所で興行している。この年の記述はないが大滝山持明院も花の会で夥しい花見客を集めたはずである。また佐古の清水寺では三月十三日を初日に相撲興行が、また佐古十丁目裏では三月四日から操芝居を興行し、相撲の間だけ休んでいる。四月五日から五月下旬まで二軒屋の潮見寺でも操芝居が興行され「始終大当り」と記している。六月には大滝山の祇園会が大賑わいで、持明院境内はもとより寺町<sup>(7)</sup> 一帯の寺々でも見世物三か所のほか、春日社内では素人飛び入り相撲、妙典寺境内のチョンガレ芝居もあつて大賑わいと記されている。七月の盆踊りも「昼踊二組俄ぞめき等例年の如」く賑わい、九月の各社秋祭りも町人社会では祭り客も多く、また「諸方祭礼馬寄之義ハ例年に替らす」と記されているのに対し、武家の間では、藩財政の悪化を背景として、「当秋方歩懸御時節ニ付御家中無格共客無之」と祭礼の楽しみも奪われている事情が記されている。十月上旬から十三代藩主蜂須賀齊裕<sup>(8)</sup>の初入りを祝つて、佐古の清水寺で御祝儀大相撲が興行されて、「角力評判よく大当り」とある。十一月には勢見山金毘羅社の銅の大鳥居が建立されるなど、一年を通じて寺社の開帳や花見、芸能や相撲興行など、都市イベントが催されることによって、物見高い城下から近隣の庶民各層が楽しめる状態にあったことを知ることができる。

この年に記述されていない城下のイベントを同史料から拾ってみると、嘉永二年（一八四九）三月の「市中近旁<sup>い</sup>風合大ニ流行せり」とか、「勢見山金毘羅鳥居前新ニ町屋に成る料理茶屋鰻飯菓子店之類中ニハ小間物店荒物店もあり又日の出餅といふ名物も出来たり」など、付近の諸芸能の興行地とセットされた、新たな盛り場の様子が記され、また五月の記述として城下の端午の節句における屋根こじきについて「就中新し町三丁目小路共往来真中ニ連台をゆひ内町福島助任出来島等惣して橋東分之風印悉く持参連台ニ銚り付」とか、八月には城下各神社の祭礼に豪華な練物が繰り出された様子、さらに五月以降に「通町三丁目之間横町打廻り橋詰迄五日市と唱へて安売の大市始る、又鍛冶屋町ハ三日市と唱へて同しく大市始る」と記し、ついで「町筋の軒下へ諸方々屋台やうの置店を押ならべて鮎小肴焼鰻名酒くたもの腰懸茶店珍製之餅干菓子或ハ麵類引粉之類又ハ小間物櫛かもし塗物類金物類古道具瀬戸物類植木手遊青物桶類籠類安宅物様道具に至ル迄其品あげて数へかたし店先に押並へ声からして呼はり商ふを買もとむる人見て行人さらに往来もしかたき程其群集の夥しき事他国の人之眼を驚かしぬ」と新たな市中の賑わいが演出された模様を詳細に伝えている。

幕末における以上のように徳島城下の花やいだ雰囲気が醸成された過程において、町人文化が確実に成熟していった状況を読み取ることができであろう。

このような城下の状況は、すでに十八世紀中頃から顕著にみられるようになった。その一例を挙げると安永二年（一七七三）二月に藩は「市中之義、前々より屹作法も相立有之義ニ候処、近頃ハ不弁之者有之、兼て御禁之売女等指置、自然と不心得之者入込候様之儀も有之趣ニ相聞候、就中近来料理屋躰之者多、其内ニハ不埒者不筋之心得より御家中風儀御作法ニも相懸候義も有之趣、別て不届之事ニ候、兼て町役人共急度相心得、不届者於有之ハ、其段早速可申出候、万一當時其通ニ任置、追て相顕候ハハ、本人は勿論、役人迄も稠敷可被仰付候条、此段夫々可申付候、尚又町同心之者共時々打廻り、胡乱ケ間敷義等見聞及候ハハ早速申出候様、可有了簡、町御奉行以覚書申渡之<sup>1)</sup>」とする措置に出ているように、城下における町人勢力の台頭と都市文化が成熟に向う過程において、藩権力がもっとも憂慮していたのは、そのような文化状況に多くの家臣が泥むことであった。そこで同月町奉行に対し次の通達を出している。

安永二年二月二十八日

一近頃於市中揚弓場相立候者共有之趣、諸人入込、夜分は句付等之会合與行候様之義も有之趣相聞候、前々右躰之義ハ無之懸ニ候得ハ、如何之事ニ候哉、屹と指留候様、可有了簡旨、片山造酒え申達之<sup>(12)</sup>

この史料にもあるように、市中のこのような遊び場に武家が出入りすることを、藩は土風退廢の要因と捉え、それが藩の権力機構を支えている身分制を動揺させる契機となるといった認識の下で、それを封じる対策として示されていることは明らかで、藩はこの触書の直前にも、家臣に対して次のような土風引締め方を通達している。

安永二年二月十二日

一御家中之面々武芸方相動候義は勿論之事ニ候、然処射術之義專一統一相心懸候様有之候得共、稽古之仕形猥ニ相成、第一不筋之懸的等有之趣、武門之道ニも相はつれ候様成行候てハ、甚以如何之事ニ候、是等之義ハ屹相慎可申筈ニ候条、万一右様之面々於有之ハ、被仰付様も可有之候間、此旨各より被申聞置義可有了簡旨、御目付中申達<sup>(13)</sup>

以上の史料でも分かるように、城下の都市文化の展開は、武家社会にも反映することによって、土風を退廢させるとともに、町人層の武家に対する関係をも変化させたが、享保十六年（一七三一）の町奉行民澤作右衛門の城下への申渡書によっても確認することができる。そこには「市中御作法之義兼々被仰付置候得共、尚又去ル寅年ヶ条を以被仰付候、就中、町人共武家え対し法外無之様ニ度々雖申付置候、町方末々ニ至てハ御作法相弁さるものも有之、猥之趣ニ相聞候条、尚以此後は町役人共も随分心を付、諸事兼て被仰付置御作法之通弥堅相守候様敷敷可被申付候<sup>(14)</sup>」と町人の武家に対する法外の行為を取締ることを命じなくてはならなかった事情を伝えている。この史料中にも記されているように、武家に対する法外の行為の多発は、「町方末々に至てハ御作法相弁さるもの有之」としているように、十七世紀末以降の阿波藍の急速な全国市場への進出に伴なって、郷村部の藍商が城下に店を構えるようになる、領内の各村落から大挙して職を求め奉公人、つまり借家の戸数も急増する。そのような城下における町人社会の階層構成が急変したことを反映した結果であると同時に、新たな都市文化の展開が武家社会に反映すると、藩は土風の退廢として諸芸能に泥む武家の動向に危機的意識を深めていった。このような状況は、幕末に向かって、ますます藩中枢の苦悩を深めることになり、規制強化の主因となっていた。

## 二 隆盛に向かう人形浄瑠璃の興行

徳島城下では四季を通じて芸能興行は盛んに行われ、その他に「雅」の芸能とされる立花や盃蘭盆の三日間を踊り狂う盆踊りなどの民間芸能、とくに幕末に大流行した凧合せなども注目しておきたい。そのうちもっとも興行回数が多いのは人形浄瑠璃であるが、徳島藩では元和元年（一六一五）に蜂須賀至鎮<sup>(15)</sup>の大坂冬の陣における戦功によって、淡路国が増された直後から、人形浄瑠璃の座に関わる芸人に夫役御免の特権を与えて保護し、徳島城内でも人形芝居を演じさせている。また城下の近郷には木偶を彫る人形師集団が育ったこともあって、幕末には阿波に七十座、淡路に三十座と合せて約百の人形座があって、藩内外の各地で興行をつづけていた。そのように徳島藩では他の諸芸能に対して人形浄瑠璃は際立った立場を確保していた。城下においても浄瑠璃熱は一向に衰えなかったが、それに輪をかけたのが阿波から文案で活躍する巨匠を輩出させたことである。

『徳府世情ひかへ』によって天保十四年（一八四三）から弘化四年（一八四七）の五年間における該当事例を紹介してみると、天保十四年は「操師市村六之丞為御祝儀三月上旬<sup>(16)</sup>二軒屋町はづれにおいて操芝居興行す、太夫ハ竹本中太夫・竹本佐賀太夫・三味線鶴澤勝右衛門其余之数輩来る、此芝居永々興行之処後殊之外当り也」に始まり、同十五年は二月下旬から「座本吉川安五郎湖見寺境内ニおいて操芝居興行す、太夫ハ竹木阿蘇太夫・竹本氏太夫、三味線竹澤清右衛門・豊澤廣助其外数多来る大当り也」、弘化二年（一八四五）には三月に「勢見山金毘羅花の会、紙細工の見せもの大当り其外嘶、ちよんがれ、ミセ物類、非人芝居等有之、又此頃二軒屋口ニ御祝儀操芝居有之甚賑し」と記し、次いで「同月上旬操師上村日向御祝儀二軒屋口ニおいて操芝居興行す、浄瑠璃太夫竹本大隅太夫・豊竹九重太夫・竹本和泉太夫・竹本錦太夫・豊竹桜太夫、三絃鶴澤才治・鶴澤伝八・鶴見二郎鶴新吾其外数輩来り大当り」と記しているが、このように勢見山の花見客を当て込むように諸芸や見世物とともに、人形浄瑠璃興行も大当りを得ていたことは、城下外れの勢見山の遊山客は夥しいものがあつたものと推測できる。同年九月下旬にも「操師上村六之丞為祝儀、佐古大谷にて操芝居興行す、浄瑠璃太夫・三味線・人形役者数輩来る、此芝居永く興行之処大当り也」と記するように、城下の浄瑠璃熱は衰えることを知

らなかった。その他の記事に目を通して雨天続きや相撲とか風合せなど市中の人気を二分するような、人びとの動きを分裂させる影響さえなければ、相当な集客力が見込めたものと考えられる。

そこで『加登屋日記』によって補足すると、例えば天保七年（一八三六）四月の二軒屋裏の芝居で「評判能大夫ハ三光<sup>(7)</sup> 壱人大射之事ニ而外不残悪敷候」とか、城下ではないが名西郡の中島村神宮寺の芝居で「龍王軒甚悪敷大不評判余程之損毛<sup>(8)</sup>」、さらに弘化四年（一八四七）三月の秋田町の芝居でも「追抱竹本染太夫、同中太夫（略）甚不評判ニ而入無之候大損ニ而御座候」などと記しているように観客の観賞眼は高かったことを思わせる。しかも評価の対象はほぼ浄瑠璃太夫に向けられていたことに注目しておく必要がある。いうまでもなく人形浄瑠璃は、近世初期に操人形と浄瑠璃が結合して成立し、観客は浄瑠璃<sup>(9)</sup>義太夫節を聞きながら操られる人形を見るのであるが、その操師の評判が記されていないということは、いうまでもなく当時の観客の目当てが浄瑠璃の語りを聞くことに集中していて、人形の方は芝居の補助的存在としてか考えていなかったことを示している。

徳島城下はもとより郷村部の藍商たちの間では、浄瑠璃を語ることが大流行<sup>(19)</sup>し、女性には三味線を弾く<sup>(20)</sup>ことができるように求められていた。それが町人社会の生活文化として定着していたのは、その背景に城下における活発な商業活動を反映した現象であった。そのように徳島藩政下の阿波では、郷村部でも各村落の氏神の境内には農村舞<sup>(21)</sup>台が設けられ、人形浄瑠璃にだれもが親しむことのできる環境が整えられていた。そのような好条件を背景に、諸国の市場に進出した藍商たちは、顧客を接待する酒宴の席などで、一口浄瑠璃と称して人形芝居の名場面を瞬時に語る業を披露して顧客を飲ばせることができたと伝えている。その風潮は広く町人社会に普及し、城下の至るところに義太夫節や三味線の稽古所<sup>(22)</sup>があった。大店などでは娘たちに習わせるための三味線師匠の出稽古も盛んであった。こうして三味線人口の増加を背景に、一口浄瑠璃の判奏もでき、盆踊りのぞめき踊りも規模を大きくすることができるようになった。

一口浄瑠璃で顧客を飲ばせた旦那衆は、次第に座敷芸の披露だけでは満足できなくなると、盃蘭盆の市中に歌舞伎衣裳に身を包み、往来のあちこちで寸劇を披露して楽しむようになる。そこに衣裳俄が盆の街頭を賑わすこととなった。また『徳府世情ひかへ』や『加登屋日記』には、幕末に人気を博した子供浄瑠璃の記事が多い。『加登屋日記』の天保九年（一

八三八)に「徳島スミ寺<sup>(23)</sup>而六月上旬小供浄瑠璃出来仕候、右太夫淡州之者ニ而乙市ト申者十四歳ニ相成候、初メ撫養ニ而其後住吉島其後寺町甚宜敷大評判ニ而大当リニ候」と記し、同十五年(一八四四)には常三島で「昨年参り申候淡州小供浄瑠璃芝居五月十一日出来」と当地で連年興行していることを伝えている。同年同月には「寺町慈船寺ニ而五月廿九日頃より小林六太夫芝居出来、座太夫久太夫、大坂子供老人八ツ、老人十一ニ浄瑠璃相勤甚能語申候、役者大坂上役者之子供十二より十六七迄之者人形も少し小振ニ相見へ申候、惣之万事新敷人形衣装道具立共宜敷甚評判」と記しているように、子供浄瑠璃人気は高まりをみせ、そこに文楽や藩内における太夫の再生産のシステムが形成されていた事情を知らされる。

子供浄瑠璃が評判となったことから、阿波から子供浄瑠璃の一座を藩外に進出させようとする動きもあった。その一例として『加登屋日記』には、藍商で江戸店をもっていた林兵衛は、嘉永元年(一八四八)に「江戸表へ子供浄瑠璃召連罷越候様存付、知恵島村鳴海太夫、才田岩見太夫、三味線土成村馬市岩戸親岩吉都合五人四月廿七日出立」というように江戸に打って出た。しかし「大痢病流行仕九月中旬より田舎ニ出候、江戸中寄せ之類鳴物御停止ニ相成候、年明ニ相成候而も明キ不申、田舎も不景気ニ付四月迄之年限ニ候へ共見放、正月下旬ニ仲間相談之上離別仕」という不運に見舞われて目的を達することはできなかったが、このような動きは阿波が人形浄瑠璃の国として、その名を高める一因となったことは確かであった。

### 三 城下の諸芸興行と町人文化の成熟

徳島城下で興行回数が圧倒的に多かったのは人形浄瑠璃であったが、諸芸や歌舞伎の興行も盛んで、城下町人社会に与えた影響も決して少なくなかった。そのうち人気の高かった主要な芸能として、チョンガレや噺、軍書講釈などの諸芸を始め、軽業や歌舞伎芝居などが数多く興行されている。その状況を『徳府世情ひかへ』の記述から紹介してみよう。

チョンガレは「浮かれ節」とも呼ばれ、やがて近代には浪花節として完成される話芸で、弘化三年(一八四六)六月の大瀧山の祇園会るとき「妙典寺の境内ニハ大坂吉田駒吉のチョンガレ芝居有之、此駒吉と云もの始めの名岩吉と号し当正

月々富田正学院においてチョンガレ芝居興行し、三味線ハ吉田亀吉と号して駒吉の妻、尤最上の美婦にして永く興行の処、是が為に日々大入大評判を取れり、又此度も大あたりなり」と記している。弘化五年六月には祇園会るとき「潮音寺山上天神社地におゐて大坂燕旭堂軍書講釈芝居興行人大当りナリ、是も五月と六月興行す」とロングランを打って大成功している。軍書講釈は講談と称するようになった。また嘉永二年（一八四九）の記事には「閏四月五月両月之間、江戸噺家南北・庄三、大坂登龍三人来り慈船寺境内珠徳院其外近在等ニ而噺芝居興行あり何も大当り」と記している。噺芝居は落語のことで、軍書講釈と噺は盆の俄のうちの軽口俄・走り俄・一口俄などとして、手軽に演じて見物人をよるこぼした。

軽業は勢見山付近や大瀧山などに小屋懸けをして興行したが、弘化四年の祇園会には「持明院境内ニ軽業曲猫案の芝居あり大当り」など頻繁に興行されていたことが記され、概して評判はよく人気を得ていたと記している。これらの曲芸も俄に取り入れられ、盆の市中で披露していたが、これらの話芸や軽業は俄として盆中に披露しただけでなく、酒宴の席を盛り上げる座敷芸として定着していたことにも注目しておきたい。『加登屋日記』の文政三年（一八二〇）の記述として「三月中旬より実相寺にて大坂一番之談議僧吞龍和尚談義始、五月下旬相仕舞申候、甚達弁にて面白き事ニ候」の記事があるが、談議とは説教節のことで、実相寺は浄土宗で当時藩内の各寺院で、説教師による談議が行われていたものと考えられるが、ちよんがれ・軍書講釈・噺などの話芸は、すべて説教節から分立した芸能で、城下の町人層にとって話芸を無条件に楽しむ基盤はあったものと考えられる。

これらの話芸や人形浄瑠璃に対して歌舞伎の興行は、藩政期を通じて禁じられていた。しかし、藩財政を力強く支える藍商や城下の富商たちは、江戸や大坂を始め諸国の売場先で歌舞伎に親しみ、その芸態や衣裳を城下に持ち込み、色街を介して盆中の市内で衣裳俄を披露するなど、十八世紀初頭の城下で歌舞伎が町人社会に受容されていたことは否定できない。歌舞伎興行を求める城下の町人層の声を藩としても黙殺することは容易でなかったと考えられる。『加登屋日記』によると嘉永四年（一八五二）「十一月上旬より二軒屋潮見寺ニ而軽口申立ニ而大坂浜芝居とやら申事ニ而歌舞伎芝居能越三十日程いたし候」と記しているように、軽口芝居という建て前で藩は興行を認めているが、決して単独の歌舞伎興行は許さなかった。また人形浄瑠璃の前座のような位置づけで、「狂言」という名目で歌舞伎を演じるか、抜け道は二つしか

なかつた。徳島藩が歌舞伎に対して厳しく扱っていた理由は、その語源とされる「傾き」、男が女を演じる性の錯倒など特有の演技が、儒教的倫理観に反すると考えられていたことと、もっと現実的には人形浄瑠璃の保護策であつたとする説もあるが、いずれも史料的には裏付けることができない。

さて、『徳府世情ひかへ』と『加登屋日記』ともに嘉永期に勢見山金毘羅社地や観音寺・潮音寺の境内で歌舞伎芝居が実質上興行されたことを記している。『加登屋日記』には嘉永六年（一八五三）三月上旬に「勢見観音寺境内ニ而軽口と申立ニ而大坂ちんこ芝居大人之役者ニ而歌舞伎出来」を始め、三月十日頃から同所山上で、「大坂軽業申立ニ而歌舞伎半分」は中当り、また「潮音寺ニ而軽口申立ニ而大坂大芝居中芝居子供七八ツより十四位迄十人計參、歌舞伎出来成申候、衣装道具立芸ハ三芝居何れも甲乙なし（中略）始終評判能大人ニ而御座候」と記しているように、歌舞伎人気も高まっている様子が知られる。

藩の禁止にも拘らず軽口芝居などの名目で興行されたのは、いつ頃かについては判然としないが、歌舞伎芝居興行の影響によって、城下でも歌舞伎を真似た非人芝居の座が、佐古大谷などに生まれた非人芝居である。両史料によると非人芝居は勢見付近で頻繁に興行し、かなり観客を集めていたことが記されている。また阿波郡市場村で地芝居の一座が組織され、各地の招請に応じて興行していることにも注目しておきたい。

相撲興行と立花については捨象するが、城下町人社会を二分して、はげしく競い合った風合せについて『徳府世情ひかへ』の記するところを紹介してみよう。風合せは嘉永二年（一八四九）の春が最も盛んであつたと記している。その主要部分を引用すると、「三月中頃々市中近旁風合大ニ流行せり是を豊年風と号して大番付或ハ組合番付亦ハ道中双六杯に製してひさく者あり其数品数百に及候、扱又内町ニハ新し町木屋小路、新町ハ古物町右両所に風出シ場と号して梵天の印を立、夜ハ雪洞をとし、諸方之風皆此所より支配す、其始大方角力元の如し、風強く吹時ハ富田渡し場之浜辺亦ハ三ツ頭向ひ原等に持行て懸合の勝負をあらそふ、彼風一ツ／＼に幟まとひ様之験をたつ、尤風一ツに彼風験或ハ式本三本又ハ四五本あるも、これ有と何れも思ひ／＼に花美を尽してこれを製す、風懸りの若者其ハ揃ノ手拭揃ひの褌或ハ印付の法被を着す、扱亦此風寄の日に到れば陸舟共に老若男女のわかちなく見物の人夥し、時に閏四月八日鮎喰の河原におひて惣風の

大寄せあり、此日内町中福島助任大岡住吉島出来島等の風ハ早朝より新し町風元へ揃ひ、又新町中佐古富田二軒屋町其外南近郷の風ハ古物町風元へ揃ひ、夫方鮎喰川原迄組々揃ひの立出にて風印数本を押立夫々の風共ハ替風ともに或ハ二ツ或ハ三ツ四ツ一処に重杯と四角を昇持風糸ハ鎖にして棒に打懸或ハ台ヲ積上組之塗樽中食等を荷ひ行もあり、又ハ台に積て昇もあり一組く行列をたりて押行を競ひ、見る人々雲霞のごとく、また風寄の場所に群りし見物人ハ広き河原堤共明地もなきかごとくに衆満し幾万人ともかぞへ尽すへくもあらず、折から南風烈しく吹出せば無狂風合の勝負をあらそひ（中略）又河原に出趣打敷て洒汲かわしうたひ戯ふる之声鳴もやまず、鮎喰の町筋酒屋茶屋餅屋等にいこひ休候、見物人いく群とも算へがたく乱て永日も夕場におよび、頭取とおほしき人終りの拍子木を打ならし夫々風どもを引おろし帰るさま又始めのまゝに行列を正し、口々伊勢唄などを諷ひつゝ吾町々へ帰り着、今年三月の中頃方四月迄風合流行ニ付世上押なへて何となく是ケ為に心うかれ、操芝居杯はいふもさら也、後にハ町々の風どもを十二月の歌に作して読りする者もあり、但閏四月晦日限御奉行所方停止なり」と詳述して、過激な風合せの大流行に対する筆者の驚きが、その行間によく滲み出ている。この風合せは城下の町人社会を二分して覇を競うもので、見物の群集を遊山気分と勝負に熱中させる演出にしても、そこには極端で異常な雰囲気醸し出している。また敗れて飛び去る風を追って田畑に踏み込み、農夫との間にトラブルを発生させたことも記しているように、他人の迷惑も顧みない群集心理にも筆者の目は注がれている。こうした風合せという都市イベントは、果たして城下町人の置かれていた、どんな社会的背景下に大流行したのか、また町奉行所として停止を命じた理由が、どのようなところにあつたかについて、十分に検討することが必要なことを痛感させられるとともに、盆踊りとの共通性や異質性についての検討も不可欠の課題である。

#### 四 町人文化の武家社会への影響

これまで述べてきたように、化政期から幕末の約半世紀の間における徳島城下の芸能興行や、都市イベントの新たな広まりは、町人社会に意識や行動の変化をもたらせたが、その動向は武家社会にも影響を与えざるを得なかった。とくに武家が遊芸的なものに親しむことは、そのまま土風の退廃と認識した藩では、第一節で取り上げておいたように、すでに安

永二年（一七七三）の段階に藩の目付中から家臣に対して、武芸專一を心懸けることを命じ、城下において武家に対する無作法が後を断たないのは、武家が軟弱化しているためだと決めつけている。そこに藩の意図として城下における芸能活動の広がりや、成熟する町人文化から武家を分断させようとすることを狙っていたことは明らかで、そうすることによって身分制を建て直すことができるとの判断が働いていたと考えることができる。しかし、芸能や華やいだ町人文化に親しむようになった武家を、武芸と儒学を強制する硬直した世界に戻すことは至難である。

蜂須賀重喜による藩政改革の下で、武家に対する引締め策の一環として出された法令に宝曆十二年（一七六二）の三味線停止の措置に注目すると、「御家中諸士之面々、只今迄は琴三味線勝手次第翫候事ニ候、右三味線之義は至て淫声之事ニ候得ハ、人心を乱し、夫より酒宴等相催、和ニ流れ、礼義取失候様ニ相成、甚不宜事ニ候、依之、諸士之面々右品翫候義、以後御停止被仰付候（下略）」<sup>(31)</sup>とするが、この停止後も武家の遊芸指向は改まらなかった。その後重喜は公儀から藩政改革の行き過ぎで藩政を混乱させたという理由で、明和七年（一七七〇）に隠居させられたが、安永四年（一七七五）七月晦日に新藩主治昭の下で藩中枢は次のような通達を、目付を介して全家臣に命じなくてはならなかった。

一盆中踊之義は先達て相触候通ニ候、然処、御家中島々ニて頭取之者多組踊又ハ歌舞伎躰之義相企、種々之鳴物等を相用、盆後ニ至り此節迄も処々え相招、座敷ニおいて令興行候族有之趣相聞、風儀えも相懸り、別て如何敷義不心得之事ニ候条、屹と指止メ可申候、万一此上不慎之者有之候ハハ、無手当可被仰付候間、右之趣各より急々可被相触由、御目付中え以覚書中渡之<sup>(32)</sup>

当時の家臣層は安永元年（一七七二）の知行を三年間に亘って半知とする藩の財政再建策の実施によって、とくに下層家臣の生活は窮迫していた。そのため若い家臣たちが早俄を組み、商家の招きに応じて芸を披露して、僅かの礼金を得ていたが、藩としても家臣の切迫した事情は熟知していたのであろう。

さらに文政三年（一八二〇）七月二十三日に藩中枢は、「御家中之面々端々浄瑠璃三味線等取扱候趣相聞、風儀ニも相懸候ニ付、文化元子年無屹相違候次第も有之事ニ候、然処、近頃歌三味線專取扱候面々も有之様相聞、且又、品ニ寄候てハ参会之節撫も相用候趣、彼是風儀も不宜自然過酒乱雑之基ニも相成、如何之事ニ候条、女子之外三味線・胡弓等取扱申

間敷（下略）<sup>(33)</sup>と趣旨の徹底を目付中に命じている。しかし、この条文には取締りに関する具体的な方向は示していない。つまり、家臣の多くが三味線に興じ、町人と同様の振舞いが流行していた状況を黙視せず、藩の指導が行われていることを、城下に知らせておくといった、きわめて政治性の強い触書であることに化政期の特徴がみられる。いずれにしても、この段階における藩の政策は、三味線を主とする遊興的雰囲気のある武士社会への波及そのものを、緊縛感をもって認識するまでには到っていないかと思われる。もちろん目付に命じて藩の指導方針を伝達させれば、自粛させることができるかと信じていたものかどうか、その点については判断することはできないが、この触書が出されたということは、藩としての姿勢さえ明らかにおけばよいとする段階であったことは確かであろう。それに対して若い家臣層による早俄の普及は、藩として厳しく禁じなくてはならない動向で、文化十年（一八一三）に次のような徹底した禁止の措置を打ち出している。

一当盆中御山下島々ニ至迄、若年之面々ニ候哉、諸土中ニも早俄と称し、市店屋敷々々めぐり等も遊び狂ひまわり候趣、甚不行跡乱雑之次第、如何之事ニ而風俗ニも懸候義、右様ニ懶惰之ふるまひ有之候段、右行義之若輩之面々は論するにも不及、右様之義何之教示異見等も無之、うかうかせしめ候老分又ハ親親之心得向甚如何不心得之次第ニ候、粗は姓名等も知れ居り候得共、先此度は改て御沙汰ニも不及候得共、右様之悪遊せしめ候間、暇ニハ若年之者共芸方、学問等無怠令執行度事ニ候、自分右様之取沙汰も有之候ハハ、屹度御沙汰も可有之事ニ候間、此旨一統え可相触旨、御目付中以趣意書申達之

右之通相触候上、島々老分又ハ当時御役相務候面々内撫各宅え招呼、屹と教諭異見等有之度事ニ候旨、以端書申達之<sup>34)</sup>

この史料は冒頭部分にあるような、若い家臣による早俄の流行は、まさに藩として放置できない所業として、しかも安永四年の「万一此上不慎之者有之候ハハ、無手当被仰付」とする措置が武士社会で効果を挙げていない状況に対する危機意識がよく反映されている事情が知られるだろう。そこには土風の退廃はもとより、身分制の動揺や領主的危機を藩権力として認識せざるを得なかった。具体的には寛文の盆中における武家禁足令の無視、武家自身が身分制の枠を越え、さら

に町人と同レベルの経済感覚を持つに至っていることは、決して容認できないという権力者の意識が、この触書によく滲み出ている。また史料の裏付けはできないが、藩が直接に取締ることを控えた理由として、早俄には上層家臣も加わって来たことも推測できそうである。

そのような武家の動向の到着点として、天保十一年（一八四〇）七月の、中老で千石取りの蜂須賀直孝改易事件が発生する。この事件は直孝が寛文十一年（一六七一）以来の盆中における武家禁足令を破って、市中に出て踊っていることが摘発されたことを発端としている。連枝で名門の直孝が捕えられ、閉門のうえ改易という厳しい処分を強行したということの事実そのものが、明らかに藩の武家に対する政策を急転換したことを集中的に表現していると考えられる。この一件の発生までの藩の方針は、文化十年の早俄対策にみられるように、老分の家臣や若年家臣の親などの指導に委ねることによって、藩が直接に取締ることを控え続けてきた慣例を、ここに撤回したことを意味している。直孝一件を『加登屋日記』には次のように記している。

一御中老千石蜂須賀一角様昨年七月盆踊之砌、兼而近年諸家中踊之場所へ出候義堅ク御停止之所、抜而御出候所見付られ、乱心ニ申立座敷牢ニ入候処、当七月ニ牢拔出讃州白鳥辺迄參居申候ヲ、古物町商人三人参り合御屋敷へ飛脚差越御迎参り連帰申候ニ付、右三人へ金五両宛御礼有之候趣、右ニ付又々内牢ニ入置候、然所太守様御帰城被遊、九月廿一日被仰出ニ而、御追放ニ相成御家族ハ御一家中へ御預相成申候、誠ニおしき御家ニ而残念成御事ニ候<sup>36)</sup>

藩は、この段階になって何程かの強行策を打ち出さざるを得ない危機的状况に当面していたことは否定できない。その背景を詳述する余裕はないが、天保期の徳島藩は未曾有の状況下にあり、同年末から十三年正月にかけては、立藩以来最大の百姓一揆<sup>37)</sup>も発生している。しかし、城下における遊興的雰囲気<sup>38)</sup>が武家社会にも浸透する傾向を切断するためには、直孝のような重臣をターゲットとすることによって、他の家臣各層の芸能活動を自粛させようとする狙いがあったことは明らかで、直孝がそのための犠牲者に仕立てられたのである。

嘉永三年（一八五〇）十一月には、『徳府世情ひかへ』に御手廻り百五十石の前田三内妻が非人の浄瑠璃語り新蔵と「密通露頭して成敗す彼非人新蔵ハ町御奉行処召捕」のうえ磔罪という藩にとってショックな事件が発生し、同五年

になると「諸芝居大角力杯仕候節芝床二軒屋町放しニ而地三反余候所」(『加登屋日記』)に固定し、藩による監察や取締りが容易にできる体制を強化するなど、天保から幕末の過程における藩の芸能との関わりを軸とした家臣各層に対する政策は、化政期までの長い慣例を排して格段の厳しさを求められる段階を迎えたことに注目する必要があるとともに、それは町方への取締りを強化するための前提とも考えることができる。

## 五 幕末における城下盆踊りの展開

徳島城下における幕末期の盆踊りについて『徳府世情ひかへ』の記述を検討すると、相反する藩の対策が打ち出されていることに注目させられる。つまり、いっぽうでは宝曆前後から禁じられていた組踊りが、僅かではあるが復活している。そこに規制緩和の措置がとられたと考えられる。その反面で町組の自主的規制を原則として、藩が直接に取り締まらなかった異体の踊りに対して直接に手を下すという、在来の方針を変更していることに注目させられる。そのように極端な矛盾が表出しているのである。

いうまでもなく徳島藩にとって天保期は政治的にも経済的にも危機的段階に置かれていたことは確かであった。毎年のような洪水の被害をうけ、天保八年(一八三七)を中心とする飢饉、藩財政の窮乏と家臣層の困窮などもみられ、同二、三年には藩にとって未曾有の上郡一揆が藩体制を大きく動揺させた。さらに窮乏した藩財政の立て直しには、藍商や城下富商層からの助力を不可避とする状況にあった。そうした天保の危機を経過して、弘化以降の諸芸能活動に対する藩の諸対策がどのように展開したか、また、そこにどのような特徴がみられるかについて、城下の盆踊りをめぐる藩の動向を概観する中から検討してみよう。

『徳府世情ひかへ』によると、天保十四年(一八四三)は「今年近郷出水大いたミに付市中盆躍無之然りといへとも昼夜共ぞめき之儀は例年の如し」を初出とする。「盆躍無之」は組踊りや衣裳俄は自粛したものと考えられる。翌十五年は「玉蘭盆今年八組躍少々(中略)御免許町に野稽古之踊を趣向して右発願人町役人杯皆々御咎を蒙る」と記しているが、野稽古の踊りは組踊りとして行われようとしたものであるが、どのような踊りであるかについては何も分からない。ただ

武家社会を擲擧する如き踊りを企ていたと想像できるが、もっとも注目すべきことは、初めて藩が町方の踊りを禁じ、発願人や町役人に咎を科すという強硬な方針に転換している点であろう。その後の弘化二年（一八四五）には「盆踊少々昼踊り二組」とするもので格別の動きはみられない。しかし、翌三年の記事には注目させられる。

当年盆躍例年之通賑しく可致旨市中触有之、尤覆面異躰無之様且婦人男之躰をなし其外為異躰いたし候者ハ無手当可召捕由触有之候、組躍ハ四組有之、尤皆々昼躍、右之通触れ有之候処十六日昼覆面或ハ異躰之女式拾人斗召捕られ、直ニ町方御用屋敷ニ留置ニ相成、両三日を過て右女共引廻し之上牢舎に成る、尤引廻しハ異躰之儘也

このような強硬な取締りに転じなくては、長年に亘る町役人を始めとする町方に、取締りの限界を越えるほど、城下における社会状況の変化が著るしかった。そこに、藩が直接に取締りに乗り出さざるを得ない段階を迎えたのが、天保・弘化期の特徴であったものと考えられるであろう。

以上のような藩による政策変更を背景として、同四年には「当年盆躍七組」と記述は簡潔であるが、組踊りが七組も出ているところに、この年の経済的な好況が反映しているものと考えられる。それは同時に藩にとって後年の万延元年（一八六〇）<sup>(38)</sup>覚で、「盆三夜之義は人出多市中相賑、小商之者共迄融通いたし候得は、渡世之一助にも相成可申所」として市中の賑わいを演出するには、組踊りの復活は好ましい現象であったことは確かであろう。しかし、それに続いて「毎々申付方相背召捕方等申付候様相到り、其時々自然人氣相縮候様相運候」とあるように、天保十五年以来における藩の厳しい取締りによって、規制違反を厳しく召捕り、また牢舎となった事例については、現状では史料の上では確認することは容易でないが、そうした事例が多発していた事情については、万延の覚（万延の総合規制）に記されている一文で、十分に読み取ることができ、そこには盆を盛り上げることと、厳しい取締りの強行による藩の政策の二律背反の姿が、この覚えにみまじくもよく表現されている。

翌五年（一八四八）は「当年盆躍少し杉屋丁浜持丸長者、堀裡□とて二組斗也、中町紀伊国町・佐古・矢三口等に子供衣裳俄あり、其外狂言数々あり」と、昼間の踊りの主流が手軽に演じることのできる俄や狂言と称する歌舞伎風の演技に移行していることを記している。嘉永二年（一八四九）の記事は「盆踊二組あり三倉屋丁橋弁慶台踊、二軒屋町社日操、

今年組踊少きに依之衣裳俄・輕口俄之數甚多く又昼夜共そめき賑し」と記されているように、組踊りと俄が立場を逆転させていることは、前年からの特徴である。翌三年の盆踊りでは組踊りが若干盛り返している。「当年市中盆踊七組あり此品々左ニ記」として、通町一丁目の五日市、新し町三丁目の風合、鍛冶屋町の三保の松原、籠屋町の浦島太郎、海老屋丁の楽書、佐古町五丁目の上棟、富田中園の夜討を紹介する。さらに「右之外衣裳俄輕口俄走り俄之類多あり并昼夜そめき例年之通賑わし」と記している。そこには当年の盆踊りが大いに盛り上がっている様子を窺い知ることができるが、それを支えた経済的背景を『加登屋日記』から紹介すると、弘化二年は「相場之義ハ最初ニ下直ニ候へとも、追々高値ニ相成、相応之銀ニ相成申候」とあって、もちろんこれは藍の好況についての記事である。また嘉永二年の相場の動向を「昨年ハ麦甚凶作ニ而無數其上白麦壹斗ニ六升より七升位有之候麦故、多分ハ年内中ニ喰切申運故」という状況が、当年は「大不足ニ相成申運ニ候得共地麦ハ諸方ニ余程残申候、誠ニ不思議之事と一統申候」などと好転を伝えているように、城下でも麦不足の不安から解放され、前年からの藍の好況をも反映して、盆踊りも盛り上がったのであろう。また組踊りの通町一丁目が演じた五日市や新し町三丁目の風合などは、ともに新しい城下のイベントを取り込んだもので、大いに注目されたものであっただろうと推測でき、組踊りの新たな趣向である。また輕口俄や走り俄が数多く演じられたのは、当時における市中の寄席興行の人氣を反映した現象だといつてよい。

嘉永四年（一八五一）には、「当年盆五組あり其品左之通り」として、新し町二丁目の和靈侍、同壱丁目の雀躍、中大工町の初職、御免許町の勢見山角力、<sup>39</sup>佐古町七、八丁目の時雨蛤を列挙した後に「右之外衣裳俄輕口俄はしり俄之類多有之并昼夜共そめき例年の如く賑し」と記しているように、前年の盛況が当年にも続いていることを知ることができる。城下における盆踊りの記録については、『徳府世情ひかへ』は当年の記事が最後となっている。

これまで検討してきたように、天保十四年から嘉永四年までの八年間を、城下の盆踊りの展開に限って考察しても、城下における多彩な芸能興行が色濃く反映されていることを始め、内町の五日市という大規模な安物市に群集するといった新規の都市イベントや、城下の町人社会を二分して覇を競う風合せの熱氣が組踊りに仕込まれるというように、城下における動向が直に反映するところにも、注目しなくてはならないが、もちろん盆踊りの盛衰は景氣の好・不況に左右される

とともに、藩による強硬な取締りが、この八年間において実施に移されている。そのこともまた万延覚に記されているように、強硬な取締りによって「其時々自然人氣相縮候様相運候」と藩の苦悩が表現されている。徳島藩としては本来は町組の自主運営に委ね、「盆三夜之義は人出多市中相賑、小商之者共迄融通いたし候得は、渡世之一助にも相成可申」状況を期待していたであろう。その方針を転換しなくてはならなくなつた八年間というのは、今後に解明を必要とする課題を多く含んでいる。

### おわりに

本稿では幕末期における徳島城下の諸芸能の展開をめぐる、町方の動向と領主側の対応が、どのような経緯をもって推移したか、その過程を整理することによって、領主の芸能政策の特徴を幕末の多端な国情の下における広範な文化政策を把握するための視点として据えることをめざして、徳島城下の動向が比較的詳細に記録されている二つの日記を手掛りとして考察してきた。

もとより徳島藩における芸能史の研究は人形浄瑠璃に関する僅かな成果をもつだけで、他の部門についての成果は皆無に等しい状況下にある。その意味からすれば天保から嘉永という限られた範囲ではあるが、徳島城下において諸芸能がどのように興行され、それが町方の生活文化にどう反映され、幕末の都市文化の形成に大きく影響している状況の一端を明らかにし得たことは一つの成果となつたものと自負している。また以上のような都市文化の形成は、武家社会にも影響を与えることは必然である。その影響として藩がもっとも憂慮したのは、町方で大いに受容されていった諸芸能に接近を試みる武家の急増であり、さらに身分支配の枠を越えて大店に招かれたりして、早俄を演じる若い武家が輩出することであつた。同時に町方を二分して風合せに熱中する町人大衆の動向であつた。

これらの動向に対して徳島藩が直接に規制の手段に訴えるようになるのは天保・弘化期のこと、武家と町方に対する強硬措置に関しては、二つの日記を利用しながら詳述しておいた。しかし、そうした政策転換を避けられなかつた諸背景との関わりについては、本稿では十分に論じる余裕がなかつた。その点では他日の課題としなくてはならない。

また、本稿の執筆に当たって、芸能活動をめぐる町方と武家、町方と領主、武家と領主という多様な関係については、城下における代表的な都市イベントである盆踊りの展開を民衆芸能全般の中で矮小化して論じたが、そこには当然限界がある。より広範な芸能活動やそれと深く関連する町人社会の動向、さらに経済や文化活動にも注目しなくては、本テーマの狙うところに大きく接近することはできないと考えている。

それにしても当該研究の困難性は、何よりも史料の絶対量の不足という一点にある。今後史料探索には努力するが悲観的にならざるを得ない。その打開の方向として三都を始め多くの諸藩の動向と比較研究をすすめたり、また芸能史や民俗学など隣接諸学の成果を取り込むなど、新たな方法を見出すことによって解決を図っていくことの必要性を痛感している。なお現時点において私の当面する緊急課題としては、本稿の延長線上にあって明治維新や明治初期、就中文明開化期における民衆芸能と行政や教育との関係を明らかにすることであると認識している。

## 註

(1) 拙著『阿波踊史研究』（徳島県教育印刷株式会社刊・一九九七年刊）。

(2) 寛文十一年七月八日に藩の仕置家老山田豊前から十二人の町横目に宛てた次の史料によって、武家の盆中における禁足が制度化されている。

一市中躍例年之通盆三日

一侍屋敷ニテ躍之義三日不苦、尤、門をとち喧嘩口論無之様可有之事

一禅宗並松岩寺其外御山下諸宗寺院ニテ一切躍可為無用事

一禅宗松岩寺えは面々參可申達候、其他之寺々市中えは数川源太兵衛方より被申渡候

右之通夫々之触口え可申達候事

七月八日

拾式人之町横目え

〔藩法集③徳島藩〕一〇七〇頁所収

- (3) 短身の大人による相撲取組みの見世物。
- (4) 花見遊山のこと。城下の桜の名所はここと二軒屋の金毘羅社のある勢見山などであった。
- (5) 城下の西端を占める町方で名東郡蔵本村(現徳島市)と隣接していた。
- (6) 真言宗の大刹である持明院(現常慶院)境内にある鎮守社で、天神祭りや南内町の掃留地蔵(現在は西富田の瑞巖寺境内)とともに城下の三大夏祭りとして大いに賑わった。
- (7) 藩政初期には寺島に寺院を集中していたが、阿波九城が一国一城令による廢城に伴なって元和・寛永期に武家町の拡張によって眉山麓部の現地に移転させられ寺町と称した。
- (8) 家臣の知行の一部を藩が借上すること。
- (9) 一八二一—六八年。十一代將軍徳川家斉の二十二子、文政十年六月に十二代藩蜂須賀斉昌の養子となり、天保十四年に襲封、將軍の信頼篤く幕政に深く関わったが、幕末には独自の公武合体路線をすすめ、藩内の海防に努力した。
- (10) 藩政期を通じて城下南端の郷町とされ芸能興行がこの付近に集中していた。
- (11) 藩法研究会編『藩法集③徳島藩』(創元社・一九五二年刊)一九八頁所収史料。
- (12) 右同書、一九八頁所収史料。
- (13) 右同書、四六頁所収史料。
- (14) 右同書、一九六頁所収史料。
- (15) 一五六六—一六二二年。徳島藩初代藩主、元和元年(一六一五)に淡路国を増増される。
- (16) 名西郡八万村北端で城下に接する郷町であったが嘉永二年に城下に編入された。
- (17) 生没年不詳、阿波出身の文案の太夫として活躍し、たびたび城下でも浄瑠璃語りの名手としてすぐれた芸を披露して高く評価された。
- (18) 名西郡の一村落で藍作地帯の中心部を占め、明治二十三年の町村編成で名西郡高原村に編入、昭和三十年の町村合併で石井町に合併し大字となった。
- (19) 阿波では近世以来昭和三十年代まで浄瑠璃熱は高く、義太夫の師匠も多くいて旦那衆といわれた人たちは師匠について稽古に励み、その成果を宴席などで披露して酒席を盛り上げていた。
- (20) 一口浄瑠璃には三味線の伴奏が不可欠であるので、妻子に三味線を習わせるのは商家の親や夫の責任のように考えられてい

た。こうして三味線人口が急増したことが盆踊りを盛り上げる一因となったほどである。

(21) 徳島県は長野・岐阜の両県とともに三大舞台県といわれていた。昭和四十六年に二〇八棟あったものが、同五十六年には三十棟に激減し、その後の老朽化は甚だしく、今日では十棟となり太飼(徳島市)と坂州(那賀郡木沢村)の舞台は県民俗文化財に指定されている。多くは神社の境内に建てられ、農閑期に人形浄瑠璃が興行されていた。

(22) 有来りといわれた盆踊りで「ハイヤ節」の伝播とともに「ぞめき踊り」に変化を遂げていった。

(23) 寺町の南端隈にある日蓮宗本覚寺の別称。

(24) 鳴門市の中心部を占める徳島藩最大の郷町として栄えた。そのうちの大半と周辺の村落には広大な塩田地帯を形成し、良質の撫養塩を産出して江戸に供給されていた。また吉野川流域に産する大量の藍玉も河川交通を利用して撫養港から積出され、逆に藍作地帯に必要とした金肥を陸揚げした。そのため塩問屋や回船問屋が軒をつらね、さらに四国遍路の出入りも多く、町は人と物資の交流で賑わった。

(25) 吉野川右岸にあり近世から昭和二十九年まで阿波郡、明治二十三年から対岸の柿原村と柿島村となっていたが、昭和三十年の町村合併で分村し麻植郡鴨島町に吸収合併し現在に至っている。

(26) 近世の阿波郡土成村、明治二十三年に周辺村落とともに土成村となったが、昭和三十年に板野郡御所村と合併し、板野郡土成町となって現在に至っている。

(27) 徳島市眉山町にある臨済宗妙心寺派の寺院、寺の上段にある天神社は当寺が管理し春は花見客で賑わった。

(28) 城下の佐古町大谷などに非人芝居という地芝居の座があり、文化期以降は勢見山籠などで興行をつづけ人気を得ていた。

(29) 一七三八一八〇一年。出羽国秋田新田藩主佐古義道の四子、宝暦四年に九代藩主蜂須賀至央の末期養子に、同年八月に襲封し第十代藩主となる。当時の藩財政は窮迫していたので急激な藩政改革に着手したが守旧派家老たちと対立、明和六年に公儀から隠居を命じられ嫡子治昭が第十一代藩主を襲封した。

(30) 重喜による宝暦と明和の行財政改革で、藍からの収入を増やし藩政の運用を家老仕置から直仕置体制に変えようとしたが、老臣層の反発を受けて藩政を混乱させたという理由で公儀から隠居させられたので改革は途中で挫折した。

(31) 前出『藩法集③徳島藩』四二頁所収。

(32) 右同書、四七頁所収。

(33) 右同書、一〇二頁所収。

幕末地方都市の芸能活動と領主規制(三好)

- (34) 右同書、九七頁所収。
- (35) 生没年不詳、中老蜂須賀一学家の八代。天保元年家督相続し藩の組士頭、知行高一〇一石、天保十二年に改易されたが一家は藩により同家に養子を入れ存続が図られている。
- (36) 天保十一年七月十六日に盆踊りで賑わう市中に出て踊っていた直孝は召捕られ、自邸の座敷年に幽閉されたが、翌年に讃岐へ逃亡したが連れ戻された後に改易・閉門という厳しい処罰を受けた。なお藩の強行方針への転換の政治的背景として幕府の天保改革との関連性を考えなくてはならない。町奉行が改革令を江戸市中に出したのは天保十二年五月で、藤田寛は市中取締りを町人より武家を対象としていることを指摘(『天保の改革』吉川弘文館、平成元年)され、また同年から翌十三年における芸能興行圧縮政策などが、徳島藩に与えた影響についての検討が重要な課題となっている。
- (37) 天保十二年十二月に三好郡山城谷農民が今治藩領に逃散(煙草騒動)を発端に、翌年正月に三好郡加茂山から一揆がおこり、三好・美馬・阿波三郡に波及する立藩以来最大規模の一揆となり、同時に美馬郡祖谷山(現三好郡)でも土佐藩領に逃散する事件が発生し藩はその対応に苦しんだ。
- (38) 徳島県編『御大典記念阿波藩民政資料』(徳島県、大正五年刊)上巻八二五―八二八頁所収。
- (39) 一七六二―一八〇九年。阿波出身の江戸相撲人気力士で本名は山口兵右衛門。天明八年から寛政十一年まで幕内在位十二年で、名力士谷風や雷電と五分に勝敗を分け合って著名。盆の組踊りのヒーローとして登場するなど城下で抜群の人気を得ていた。